

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和4年度第2回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第8番町田委員さん、第9番 川口委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

諸報告について報告いたします。本日13時30分から農政部会のほうが行われまして、第82号農業委員会だよりの掲載記事の内容についてご協議をいただきました。スケジュール的には7月中旬頃に印刷して、8月上旬頃に農家の皆様にお配りするというので予定をしております。報告については以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」10件を上程いたします。

整理番号1番は、推進委員の鈴木信義さんに関連することですので、ここで退席をお願いいたします。

【推進委員退席】

整理番号1番について、梅田委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号7番の梅田です。

整理番号1番について説明します。

委員

5月12日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

畑には、植木、竹類、フキが栽培されていました。出荷先はJAかすみ直売センターで、春先にはポットにいられたフキノトウが売れているとのことです。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 14 名]

議長

挙手14名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

【推進委員着席】

議長

それでは、続いて整理番号2番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番、森田です。

整理番号2番について説明します。

5月16日、申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

委員

この畑はお茶が作ってありました。この畑は入り口が無くて、現状は隣の方の畑を利用し、その畑に入っていくそうです。現在お茶は作ってあるのですが、仮落としや除草などの大きい機械が入らないとのことでした。畑はよく管理されておりました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号3番について、担当委員の私から説明をいたします。

委員

整理番号3番について、5月12日、申請人と事務局2名と調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は一団の畑になっていまして、家の裏の畑になっております。

(地番)の方には、栗やサクランボ、果樹イチゴも下の方にあり、南側の方には、トマト、キャベツ、ニンジン、ジャガイモなど夏野菜が植えてありました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この二つは貸借経営をしていまして、新規就農の　　さんがナスを作っていました。(地番)の一部には自家用のお茶が植えてあり、これは自分のところで飲む用のお茶にしていますとのことでした。裏の畑には草もなくキレイにしっかり管理されておりました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号4番について、鈴木清委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号13番、鈴木です。

委員

整理番号4番について説明します。

5月18日に事務局2名と現地調査を行いました。

当日は申請人の娘さんが立ち会っていただきまして、現況を説明していただきました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3つは自宅の目の前の一団の農地になっていまして、サヤエンドウ、イチゴなどが栽培されていまして、ジャガイモ、サトイモ、ヤツガシラなどが植え付けられておりました。ブルーベリー、柿、桃などもありまして、色んなものが栽培されておりました。加えて、春夏のネギやオクラなども準備されており、農業経営が安定されていると判断いたしました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号5番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番の森田です。

整理番号5番について説明します。

5月16日、本人とご主人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は一団の畑になっていまして、菜の花、ブロッコリーは種を取るために、玉ネギ、アスパラ、ジャガイモ、麦や、これから植える予定の、ネギ苗や夏野菜が作ってありました。また一部には、キウイとブドウの

委員

棚が作ってありまして、柿などの果樹も植えてありました。作っている野菜などは、庭先などで直売もしているそうです。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号6番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番の久保田です。

整理番号6番について説明します。

5月19日、申請人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

吉野街道東側にある住宅地の一角になります。ここには梅12本、ブルーベリー、キウイ、ジャガイモ、タマネギ、トウモロコシといった夏野菜が栽培されていまして、農地としてきちんと保たれていました。後日、該当地の北側のところに防水シートが張られていまして、本人には一過性の対応と思われますけれども、長期間に渡ると管理上指摘されるという場合がありますことを話しました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号7番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番、森田です。

整理番号7番について説明します。

5月16日に、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

(地番)一団の畑になっていまして、北側の一部に梅が植えてあました。ジャガイモ、キュウリ、タマネギ、ズッキーニ、インゲン、ネギ、イモ類が作ってありました。

(地番)一団の畑になっていまして、この畑にはトマト、ニンジン、タマネギ、ニラ、春菊などが植えてありました。

(地番)一団の畑になっています。ジャガイモ、インゲンが植えてありました。空いているところがあったのですが、きれいに耕作されていました。ここには白菜を植える予定ということです。全体的に良い耕作状況でした。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号 8 番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 5 番石川です。

整理番号 8 番について説明します。

5 月 1 8 日、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

この畑は住宅に囲まれている畑で、お茶の木が植えてありました。草刈り、お茶の木の刈込がされており、きれいに管理されていることを確認しました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号9番について、担当委員の私から説明をいたします。

5月12日、申請人と事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の畑になっていまして、家の裏の土地になっています。植木の苗を収穫し育てることを仕事にしていまして、ビニールハウスが2棟建っています。畑には、レタス、キャベツ、これから夏野菜も植えるということです。草もなくキレイにしていまして。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号10番について、森谷委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号11番、森谷です。

整理番号10番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

こちらの2つの畑は、地続きの1か所にかたまっている畑です。霞川沿いにありまして、ハナミズキ、柿、かりんが植わっております。草もありましたが、除草剤を撒いたということです。きれいな土地とは言えませんが、管理はなされていまして。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきましてご質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」10件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買い取り申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和4年1月3日に死亡されたため、相続人である さんが生産緑地の買い取り申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、5月12日に梅田委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、梅田委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号7番の梅田です。

地番、それぞれ一団の畑です。

地番、それぞれの生産緑地の植木が栽培され、除草もされ、生産緑地として適正に管理されておりました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」5件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

《議案参照。読み上げ》

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙1》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございしますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

事務局

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、《議案第3号 別紙3》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。契約期間は令和4年6月10日から令和7年6月9日までの3年間。裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。また使用申請地において借り人は、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、5月12日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号2番および3番。

《議案参照。読み上げ》

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号別紙2》の調書を御覧ください。

本案件につきましては、借り人が法人のため、「第3号のロその者が法人である場合、役員の内1名以上が農業常時従事できること」が求められますが、
については、役員のうち1名が農作業常時従事できておりますので、こちらの要件を満たしております。

事務局

次に、《議案第 3 号 別紙 4 および 5》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

どちらも利用権設定の更新の申し込みとなり、契約期間は令和 4 年 6 月 10 日から令和 7 年 6 月 9 日までの 3 年間となっております。

設定する権利につきまして、整理番号 2 番は使用貸借権、整理番号 3 番については、賃借権の設定となっております。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、5 月 17 日に森谷委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号 4 番および 5 番について御説明いたします。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借しやうたいしゃくの設定の申出があり、農業会議が借受希望者を 30 日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画（一括方式）の作成の依頼がございました。

同一の案件となりますので、整理番号 4 番、5 番を合わせて御説明いたします。

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

事務局

まず、整理番号 4 番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第 4 号 別紙 7》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

事務局

契約期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間です。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

本案件も利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められますが、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙6》の調書のとおり許可要件をすべて満たしていると考えています。

また、申請地においては借り人は露地野菜を栽培する計画となっております。

現地調査につきましては、5月12日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

5月12日、本人立会いの下、現地調査を行いました。

借りる土地というのが、さんが今借りている土地の隣で、集積という考え方で行くと、一括して管理できるということで問題はないのではないかと思います。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号2番と3番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号11番、森谷です。

整理番号2番について説明します。

こちらの土地は、大変きれいになっていまして、2メートル間隔に菜の花が植わっていて満開でして、緑地にするということで残してあるとおっしゃっていました。

ズッキーニ、ナス、トマト、モロヘイヤ、オクラ、ツルムラサキなど栽培していく予定と言っていました。

整理番号3番について説明します。

(地番)、こちらの土地も さんが管理していますが、大変キレイになっております。現地調査をしたときには、ケールが一面に栽培されておりまして、雑草などもなくきれいに管理されておりまして。一部を菊芋、緑肥するためのライムギが植わっておりまして。全体的にたいへんきれいな畑でした。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号4番と5番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番、川鍋です。

整理番号4番と5番について説明します。

5月12日、本人立会いの下、現地調査を行いました。山側の土地で、現在サトイモ等を植えたいという話を伺っております。畑自体はきれいに耕うんされておりました。特に問題はないように思われます。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委

議席番号 13 番 鈴木です。

整理番号 3 番は、使用貸借権ではなく、賃借権ということですよ。

更新ですか。従来は使用貸借権で、今回賃借権で。

事務局

とりあえず 3 年間は使用貸借で貸すということだったらしいのですが、今回更新する際は、有償でお願いしたいという依頼が新たにきました。

委員

議席番号 10 番小峰です。

1 番の さんは、この制度を利用して複数箇所借りられていて、一人で（面積）くらいですが、今までやっているところは、ちゃんと出来ているのですか。

議長

グループの中に入っていて、トラクターを借りて土地を耕して、仲間内で手伝ってもらったりしているそうです。女性一人でやっていると気になるところはあるのですが、田んぼに行きながら見ると、除草剤を使っていないので周りに迷惑にならないように除草はされていました。

委員

議席番号 10 番小峰です。

申請があれば限りなく貸してしまうのでしょうか。

事務局

基本的には、今現在使われている畑が、ちゃんと管理されているかというところを見ていますので、例えば、肥培管理基準に基づいて注意を毎回受けるような方については積極的には貸すことは難しいということと考えております。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」5件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(移転)」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。

本件は所有権移転を伴う農地転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第4号 別紙1》の制度概要を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第2種農地にあたります。そのため、立地基準として、第3種農地など他の土地では転用が難しいこと、一般基準として、転用に確実性があることや周辺農地に支障が出ないことが求められます。

事務局

次に、《議案第4号 別紙2》の意見書（案）を御覧ください。

詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、「農地転用に関する許可基準からみた意見」について、裏面を御覧ください。検討事項としては12項目設けられています。

はじめに、「1 農地の区分と転用目的」について、申請農地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由とありますが、こちらは《議案第4号 別紙3》の理由書を御覧ください。現在、譲受人の法人は今井2丁目にある土地を営業所および在庫保管場所・作業所等として利用していますが、業務規模拡大に伴い、今井2丁目を営業所および展示スペースとしての機能に絞って、小曾木1丁目の申請土地を砂利敷きにして、在庫保管庫および作業所としての利用することを計画しています。申請土地の転用後は、《議案第4号 別紙4》の図のとおり、主に在庫保管スペース・作業スペース・駐車スペース等として整備される予定です。取り扱い商品の内容としては、中古車両のほか、裏面の写真にあるとおり、トラクターや耕うん機等です。

次に、「2 資力及び信用」について、《議案第4号 別紙5》の転用見積書、売買契約書、借用証書の写しにより適当と考えます。

次に、「3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」については、妨げとなる権利を持つ者はいないため、該当いたしません。なお転用にあたっては、隣の家の方からは同意を得ているとのことです。

次に、「4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、先ほど確認した《議案第4号 別紙4》の計画図等により、確実であると考えます。

次に、「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」および「6 農地以外の土地の利用見込み」については、該当いたしません。

次に、「7 計画面積の妥当性」については、先ほど確認した《議案第5号 別紙4》の計画図のとおりです。なお事務局および東京都による現地調査においても、計画図の数値と相違ないことを確認しております。以上により、計画面積については、適当であると考えます。

次に、「8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性」

事務局

および「9 周辺の農地等に係る営農状況への支障の有無」については、該当いたしません。

次に、「10 農地の利用の集積への支障の有無」については、申請地は貸借権の設定など農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用集積計画は作成されていないこと、農業振興地域整備計画において農用地区域への編入予定がないことから、支障はないと考えます。

最後に、「11 一時転用である場合にはその妥当性」および「12 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」については、該当いたしません。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

なお、現地調査でございますが、5月12日に川鍋委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

5月12日、事務局2名と現地調査を行いました。

この土地は2面が民家で2面が道路で挟まれていまして、道路を挟んだ隣が、鉄筋の作業をしているところで、この辺は周りに畑がないところで独立したところで、前回ここは新規就農された さんが借りていた土地なのですが、こちらも さんが無農薬栽培をしていくために、除草剤を使えないと、畑一面にスギナがはびこってしまして、とても畑にならないということで、契約が終了された土地でした。本人からも使えないから返すというような話も聞いております。他に迷惑になるようなところもなく、畑をそのまま続けていくのもかなり難しいかなと

委員

思われる土地なので、地目変更もしようがないのかなと考えております。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員

質疑 1 鈴木です。

転用をやむを得ない理由というのをわかりやすく…この会社がここにせざるを得ない理由というのがよくわからないのですが…

事務局

資料の中で、代替性候補地リストがあると思うのですが、他に市街化区域や3種農地である場合は、そちらを優先するという話になるのですが、候補地リストの方で代替性がないということを確認したので、2種農地ですけど、この土地で転用するのはやむを得ないという判断になりました。業者の方が提出してきたものです。

補足させていただくと、所有者の方に他に持っている土地がないかというのは、ちゃんと固定資産税の関係の部署で、名寄帳を取得して、他にないかということを確認させていただいています。業者、不動産屋が提出してきた他の候補地についても、農業委員会の方で、例えば、事業所を作るにあたって面積的なことですか、車が出入りできるかとかいうところの、そういったところが可能かどうか一件、一件写真を見て確認をして、他の代替地では難しそうだということを、農業委員会の方で判断したうえで、ここの第2種農地を使うことについてやむを得ないという結論を出しているというのが前段の流れとしてはございます。

委員

この土地を転用せざるを得ない、なかったら事業ができないだけじゃないですか。事業ありきで資材置き場というのを確保するのを前提にしてほかに場所がないということですよ。それが妥当なのかどうか。

事務局

農地転用自体が、農地法で認められた権利という形になりまして、今回は市街化調整区域になりますので、あくまでも許可権者が東京都知事という形になります。こういった事業所で使うというケース、農地転用で事業所にするケースというのは、全国的にみると多々あることになりますので、認めないというものではもともとないです。

そういったことも踏まえて、農業委員会にかける前、すでに1年以上前からやっているようなことなのですけれども、農地担当と農地法に基づいた許可が可能かどうかというのを綿密に、何度もやり取りをしたうえで、東京都の方としては都知事の方も許可を出せますと言うような形で、見込みも得ているもので、東京都の方も現地を確認して、こちら転用妥当だということで、今回入れさせていただいているという流れになります。

議長

他に御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について（移転）」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

議案第 1 号別紙 1 をご覧ください。(願出者・地番・面積を読み上げる)

別紙 2 の表面に該当の公図、裏面に写真を、補足資料議案第 5 号整理番号 1 に案内図を掲載しております。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。今年度より、宅地以外の非農地証明については、原則東京都への事前協議が省略できることとなり、農業委員会の判断で非農地の判断を行うことができるようになりました。

本件につきましては、《議案第 5 号 別紙 1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

当該地の筆について、5 月 1 8 日に地区担当委員の小峰委員と現地調査を行いました。木や雑草が繁茂していることはもちろん、該当地はすでに農道が消失し、接道部分は歩道沿いで約 3 0 c m の段差とともに急傾斜となっており、農機械の搬出入が非常に難しく、別紙 4 の東京都が示した基準において、裏面上段②にある「農道の消失により隔絶地となった農地で、農地としての利用が著しく制限される場合」に当てはまることを現地で確認いたしましたので、非農地証明を行いたいと考えます。

なお、地区担当委員の小峰委員とともに、加藤会長・川口土地部会長には現地状況について、非農地であることを説明しております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、小峰委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号1番、小峰です。

ここは私の自宅の向かい側の土地でして、今の現所有者の親の代までは畑としてやっていた記憶があるのですが、ここ2～30年は畑としてやっていなくて、数年前までは、この3名が来て草刈りは年に1回くらいはやっていました。ここ数年は手が入っていない状態で原野化しているという状況です。また冬も日が当たらなくて、傾斜地ということもあり、農地として活動することは非常に困難なことではないかと思えます。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

議長

はじめに「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、11件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、12件で2ページから3ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

委員

耕作証明はどこへ何の目的で出すのですか？

事務局

他県や他市に、青梅市でこれだけの農地を耕作しているという証明を提出します。3条許可の要件を確認しなければいけないので、それを目的で発行して他市に出しているということです。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時35分から開会いたします。